

吹付けアスベスト 対策補助制度

相談の手引き

吹付け材?
アスベストかも!!



※アスベストを使用していない
吹付け材もあります

補助をご希望される方は、
分析機関や工事施工者との
契約前に、
必ずご相談ください。

対策したいけど
自分じゃできない

※アスベストの飛散の恐れが
あるので、専門の業者に頼みましょう



費用が足りないなあ

吹付け材

あるかないか?



補助制度の概要

◆ 目的 ◆

アスベスト※(石綿)含有吹付け建材からのアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、分析調査及び除去等に要する費用を補助します。

※アスベスト(石綿)とは、労働安全衛生法施行令第6条第23号に規定されている、クリソタイル(白石綿、温石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの6種をいいます。

◆ 対象者 ◆

補助の対象となる建築物の所有者または管理者

◆ 補助内容 ◆

① 分析調査事業

壁、柱、天井等に吹付け建材が施工されている建築物について、吹付け建材のアスベストの含有の有無及び含有量の分析調査に要する費用を補助します。

補助金額：**対象となる費用の全額(限度額：15万円)**

対象建材(4種類)：吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト(ひる石吹付け)、パーライト吹付け

② 除去等事業

壁、柱、天井等にアスベスト含有吹付け建材(含有量が重量の0.1%を超えるもの)が施工されている建築物について、その吹付け建材の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用を補助します。

なお、耐火構造の耐火被覆材として吹き付けられた建材を除去する場合は、除去後、耐火構造とする措置をとらなければなりません。

補助金額：**対象となる費用の3分の2以内(限度額：120万円)**

対象建材(2種類)：吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール

◆ 対象建築物 ◆

名古屋市内にある民間の建築物で、これからも継続して使用する建築物が対象です。以下の場合は**対象外**となります。

- 解体を予定している建築物
- 分析調査・除去等について既に分析機関・工事施工者との**契約済み**の建築物
- 分析調査・除去等を**実行中**の建築物
- 分析調査・除去等が**完了**した建築物
- 吹付けアスベストの分析調査・除去等に関する他の補助を受けた事がある建築物
- 吹付け建材ではなく、**成形板等**について分析調査・除去等を行う建築物
- 違反建築物
- 固定資産税及び都市計画税が滞納となっている建築物

注意

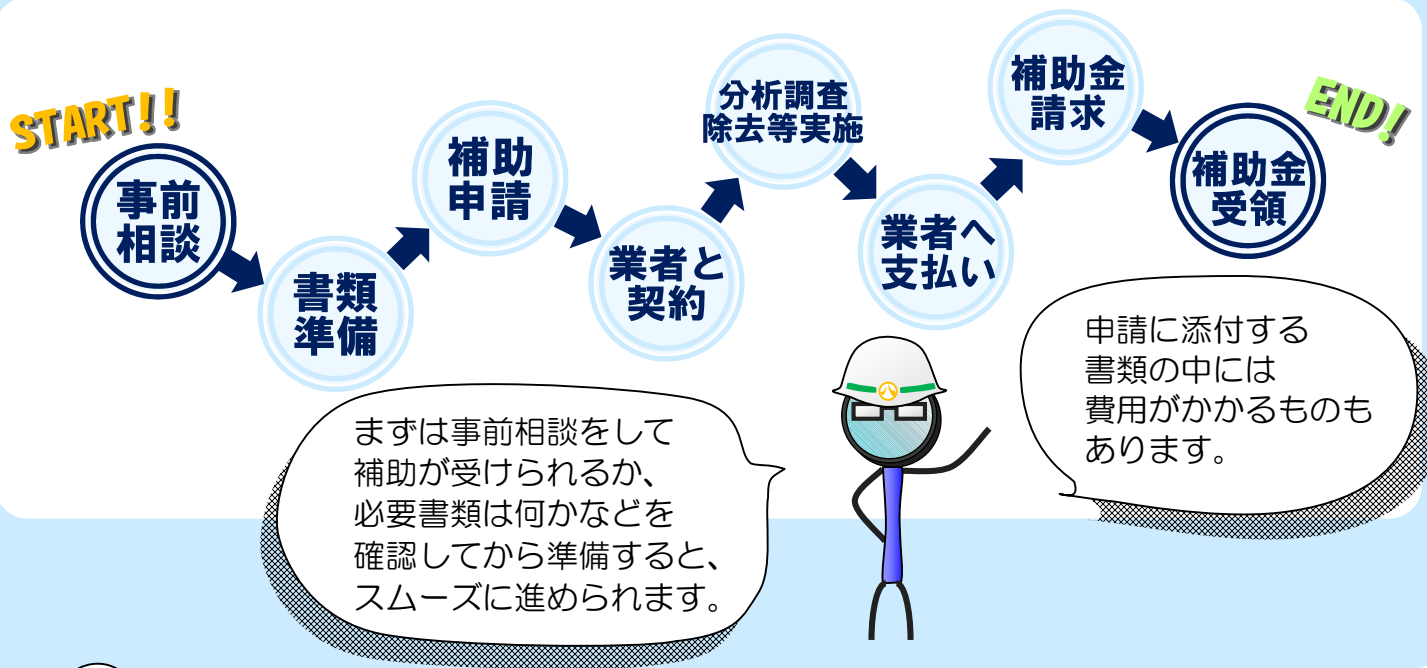
補助できません！



ただし、すでに分析調査を行っている場合でも、次のいずれかの場合には**補助の対象**となります。

1. 未調査の3種類のアスベスト(アクチノライト・アンソフィライト・トレモライト)についての分析調査
2. アスベストの含有量が1%以下の建材についての含有量の分析調査

手続きの流れ



事前相談

もし判断がつかない場合は
ご相談ください。



◆ 事前相談の前に ◆

ご相談される前に、左の補助制度の概要を参考に、補助の対象になるかご確認ください。

ご相談の前に
ご確認ください

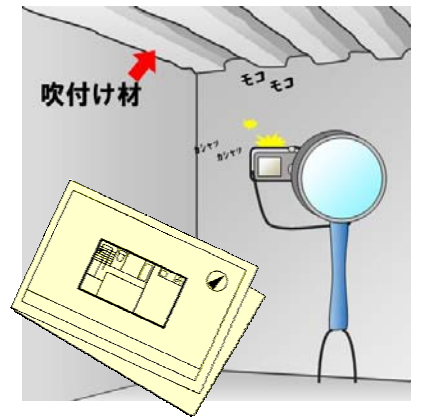
写真と図面を
ご準備ください

◆ 準備するもの ◆

- ・ 吹付け材の場所がわかる写真
- ・ 建築物の外観の写真
- ・ 建築物の図面（平面図と配置図）

事前相談では上記の資料から、吹付け材の有無や対象建築物となるか等を確認させていただきます。

なお、**図面は申請時には必ず必要**となります。



ご相談の前に
ご連絡ください

◆ 市役所にお越しいただく前に ◆

市役所にお越しいただく際は、事前に電話でご連絡していただき、日程調整をお願いいたします。

名古屋市役所西庁舎 2 階 住宅都市局建築安全推進課建築防災係

TEL : 052-972-2935

その他 注意事項

吹付け材の
場所の確認を
お願いします

この補助制度は、**ひとつの敷地につき1度のみ**の利用となります。後から他にも吹付け材が見つかってしまうようなことが無いよう、図面や現地調査により事前に確かめましょう。

吹付け材の主な使用部位と用途

- 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール
鉄骨耐火被覆材、天井断熱材、機械室吸音材など
- 吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け）、パーライト吹付け
天井断熱材、内装材の天井梁型、吸音、仕上げ材など

(参考)「目で見えるアスベスト建材」国土交通省

建築物に共有者がいる場合、補助についての**同意や委任が必要**となります。

例えば、**分譲マンションの場合には、補助を受けることについての管理組合での同意議決書等の写し**をご提出いただきます。**(事前相談時には不要**ですが、申請時にはご提出いただくことが必要となります。)

共有者の
同意等が
必要です

除去等の
補助には
分析調査が
必要です

除去等事業の補助では、アスベストの含有量が重量比0.1%を超える吹付け材が補助の対象となります。

含有量がわからない場合には、補助をお出しすることができません。まだ分析調査を行っていない場合は、**補助を受ける前に分析調査を行って含有量を調べる必要があります。**

含有調査については、**建築物石綿含有建材調査者が実施**することが必要です。

除去等事業については、**建築物石綿含有建材調査者が計画を策定**するとともに、**当該計画に基づく現場体制により実施**することが必要です。

資格者の
関与が
必要です

日程には余裕を
もってご相談を
お願いします

申請を同じ時期に多くの方からいただいた場合などには、申請していただいてから補助金の交付が決定するまでに多くの日数がかかる場合があります。

特に、アスベスト対策の工事を行う予定時期が決まっている場合には、お早めにご相談いただきますようお願いいたします。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(西庁舎2階)

名古屋市 住宅都市局 建築安全推進課 建築防災係

TEL: 052-972-2935 FAX: 052-972-4159

メール: a2935@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市ホームページにも説明を掲載しています ⇒

(市のページ <http://www.city.nagoya.jp/>からも「アスベスト補助」で検索できます)

